

議案第 66 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について新たに追加するもの。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部に次のように加える。

長与町農地利用最適化推進委員	日額 7,000
----------------	----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。